

岩共募発第 234 号

令和元年 10 月 17 日

市町村共同募金委員会事務局長 様

社会福祉法人岩手県共同募金会事務局長

「令和元年台風第 19 号災害」による義援金の募集について

令和元年 10 月の台風第 19 号により各地で人的被害をはじめ住家等大きな被害が発生し、複数の市町村で災害救助法が適用されました。

中央共同募金会では、被災した方々の支援を目的に義援金募集を行いますのでお知らせします。

については、次の事項に留意の上、貴会関係各所に周知をお願いします。

なお、寄せられた義援金は、募集委員会（配分委員会）構成組織に送金し、被災県が取りまとめる配分基準に基づいて被災者への配分が行われます。

記

1 義援金の名称

令和元年台風第 19 号災害義援金

2 募集期間

令和元年 10 月 16 日（水）から令和元年 12 月 30 日（月）まで

3 義援金の受入先及び領収書の発行等

別添「令和元年台風第 19 号災害義援金」募集要綱をご覧ください。

4 貴会に協力いただきたいこと

(1) 貴会関係各所への広報及び周知

(2) 貴会に直接義援金が寄せられた場合の対応

① 貴会で受け入れた義援金は、随時本会の指定口座に送金してください。本会で取りまとめの上、中央共同募金会に送金します。

② 寄付者が義援金について税制上の優遇措置を希望する場合は、本会又は中央共同募金会が発行する領収書が必要となります。そのため、貴会からは領収書を「預り書」に訂正して発行くださるとともに、領収書発行に必要な事項を別添希望者名簿に記入の上、本会まで送付してください。

また、記載された個人情報を中央共同募金会に通知することを寄付者にお伝えください。

③ 義援金の受入状況等について、別紙様式により、送金の都度本会に報告してください。

④ 寄付者名簿等に記載された個人情報は、適切に管理してください。

5 送金指定口座（本会寄付金サービス区分口座）

本会の振込依頼書を利用する場合は、裏面の通信欄に災害名称を記入してください。（他の義援金と区別する必要があるため、必ず記入願います。）

【振込先】

金融機関名	店名	預金種別	口座番号	口座名義
岩手銀行	本店	普通預金	0002064	社会福祉法人 岩手県共同募金会
東北銀行	本店	普通預金	0000286	
北日本銀行	本店	普通預金	1609542	
盛岡信用金庫	本店	普通預金	0037928	

※ゆうちょ銀行を利用する場合

振替口座 02380-6-2020

社会福祉法人岩手県共同募金会

担当：高橋 佳奈子
電話：019-637-8887
FAX：019-637-9712



社会福祉法人 中央共同募金会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2
TEL 03-3581-3846 FAX 03-3581-5755
WEB <http://www.akaihane.or.jp/>

中央共募総発第 216 号
令和元年 10 月 16 日

各都道府県共同募金会
事務局 長 殿

社会福祉法人中央共同募金会
事務局長 阿部 陽一郎 [公印略]

令和元年台風第 19 号災害による義援金の募集について

令和元年 10 月の台風第 19 号により各地で人的被害をはじめ住家被害等大きな被害が発生しました。

中央共同募金会では被災された方々に対し都県域を超えた支援をすることを目的に、義援金の募集を実施することになりましたのでお知らせいたします。

つきましては、下記事項にご留意のうえ、貴会管下関係各所に対しご周知くださるようお願いいたします。

なお、お寄せいただく義援金については義援金募集を実施する募集委員会(配分委員会)構成組織に送金し、被災都県が取りまとめる配分基準に基づいて被災者への配分が行われます。

1. 中央共同募金会による義援金募集

- (1) 義援金の名称
「令和元年台風第 19 号災害義援金」
- (2) 受付期間
令和元年 10 月 16 日(水) から同年 12 月 30 日(月) まで
- (3) 義援金の受入先
別添募集要綱をご参照ください。

2. 貴会にご協力をいただきたいこと

- (1) 貴会管下共同募金委員会等関係各所への広報、周知
- (2) 貴会の口座等に直接義援金が寄せられた場合の対応
 - ① 受入れた義援金は、適宜中央共同募金会の受入口座に送金してください。なお、受入口座は募集要綱に記載の口座と同じです。
 - ② 寄付者に対し、原則として貴会名義の受領書を発行してください。なお、寄付者が税制上の優遇措置を希望される場合は、添付の「令和元年台風第 19 号災害義援金領収書希望者名簿」に必要事項を記入の上、電子メールにて下記までご連絡ください。

[\(keiri01@c.akaihane.or.jp\)](mailto:keiri01@c.akaihane.or.jp)

担当・お問合せ先：
中央共同募金会 総務部(担当：外山、仲本)
Tel 03-3581-3846 Fax 03-3581-5755
Mail somu@c.akaihane.or.jp

「令和元年台風第19号災害義援金」募集要綱

社会福祉法人中央共同募金会

1. 趣 旨

令和元年台風第19号に伴う災害により、各地で人的被害をはじめ、堤防の決壊による住宅への浸水被害、土砂崩れによる家屋の倒壊等の甚大な被害が発生し、複数都県の市町村に災害救助法が発令されました。

中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に次のとおり義援金の募集を実施いたします。

2. 義援金の名称

令和元年台風第19号災害義援金

3. 受付期間

令和元年10月16日（水）から同年12月30日（月）まで

（※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。）

4. 義援金受け入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	—	00130-0-421020	中央共同募金会令和元年台風第19号災害義援金
三井住友銀行	東京公務部	普通預金 0162529	(福)中央共同募金会 災害義援金口
りそな銀行	東京公務部	普通預金 0126781	(福)中央共同募金会

※ゆうちょ銀行 同行各店舗・郵便局の貯金窓口からの払込書による送金手数料は無料

※三井住友銀行 同行本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料

※りそな銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行の本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料

5. 義援金の送金

中央共同募金会でお預かりした義援金は、全額被災都県に設置される配分委員会構成組織に被災状況に応じて按分の上送金いたします。

6. 義援金の配分

本会より送金する義援金は被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

7. 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・ 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

(別添)

No. _____

中央共同募金会 Eメール:keiri01@c.akaihane.or.jp

令和元年台風第19号災害義援金 領収書希望者名簿

共同募金会

No.	氏名	住所	金額	受付日	送金日・金融機関	
	〒		円	/	/	・ゆうちょ銀行 ・三井住友銀行 ・りそな銀行
	〒		円	/	/	・ゆうちょ銀行 ・三井住友銀行 ・りそな銀行
	〒		円	/	/	・ゆうちょ銀行 ・三井住友銀行 ・りそな銀行
	〒		円	/	/	・ゆうちょ銀行 ・三井住友銀行 ・りそな銀行
	〒		円	/	/	・ゆうちょ銀行 ・三井住友銀行 ・りそな銀行
	〒		円	/	/	・ゆうちょ銀行 ・三井住友銀行 ・りそな銀行
	〒		円	/	/	・ゆうちょ銀行 ・三井住友銀行 ・りそな銀行
	〒		円	/	/	・ゆうちょ銀行 ・三井住友銀行 ・りそな銀行
	〒		円	/	/	・ゆうちょ銀行 ・三井住友銀行 ・りそな銀行

※御記入いただいた個人情報、中央共同募金会で適正に管理し、目的以外には使用いたしません。
※寄付者住所と領収書送付先が異なる場合は住所欄に「送付先」として別途記載してください。